

2月の市民講座は、ブライアン・アシュレイさん

2月27日午後6時30分から、名古屋市中区大井町、名古屋市女性会館で行います。

テーマは「マントルピースに置かれた石 ～王立スコットランド児童虐待防止協会の歩み～」。

ブライアン・アシュレイ (Brian Ashley) さんは、イギリスのモレイハウス大学 (現在のエディンバラ教育大学) で、約30年間、ソーシャルワーカーや教師のトレーニングにあたり、1985年にスウェーデンに移住。現在は子どもの権利擁護に関するNGOやスウェーデン政府のプロジェクトに関わっています。昨年の総会で故祖父江理事長が「マントルピースに置かれた石」のお話を朗読し、暴力からは何も生まれないことを強く訴えました。そのお話の元になったのは、ブライアンさんの著書です。

長年、RSSPCC (王立スコットランド児童虐待防止協会) のコンサルタントを務めているブライアンさんは、協会の歩みをまとめた本に、「マントルピースに置かれた石」というタイトルをつけました。このお話がどのような社会状況を背景として生まれたのか、また、しつけの方法として体罰を容認していた社会を変革するために、RSSPCCがどんな取り組みを展開してきたのかについて、お話していただきます。一般500円、会員無料です。どうぞお越しください。(事務局長 白石 淑江)

キャプナ★ニュースレター

CAPNAは、昨年12月25日、愛知県との協定を交わしました。虐待防止のために、密接に連携し、互いに個人情報を請求したりできるとする内容で、CAPNAの弁護団や電話スタッフなどの経験、専門性と、県の児童相談センターの持つ権限を協働させ、子どもたちを守っていこうという趣旨です。また、今月2日には名古屋市と同様の協定を交わしました。

NPOと行政が協力して社会問題を解決していくことが時代の流れ。そのためにはNPOの側も専門性の高い仕事を継続していくことが信頼の前提です。CAPNAの歩みを、これからも支えてください。(詳しくは、2、3面に)



愛知県との協定書を手にする岩城理事長

Vol. 27

2月8日に豊田で保育者セミナー

CAPNAと、子どもの虐待防止ネットワーク・とよた、小児疾患研究会の共催で2月8日午後1時15分から4時まで、豊田市若宮町、松坂屋豊田店9階のとよた市民活動センター会議室で開催します。

「愛・地球博推進市民事業」で入場無料、定員30人(要予約・先着順)。保育園、幼稚園などで子育ての実務に携わる人を対象に、小グループによる事例検討や全体ディスカッションなどを通じ、虐待事例への対応の実践を学びます。プライバシーにかかわる部分も多いため、内容については守秘義務を課します。

お申し込みは、CAPNA事務局=052(232)2880へ。申し込み用紙をFAXで送ります。

ご寄付 次の皆様からご寄付をいただきました。お礼申し上げます。
(12-1月分、順不同、敬称略)

【個人】山田裕子 曽根富美子 北村栄 上野美子 ほかに匿名の3人の皆様

CAPNAニュースレター27号 (隔月刊11号)

2003年1月30日発行

発行 特定非営利活動法人 子どもの虐待防止ネットワーク・あいち

編集 CAPNA事務局広報チーム

事務局 〒460-0002 名古屋市中区丸の内1-4-404 TEL052(232)2880、FAX052(232)2882

ホームページ <http://www.capna.ne.jp/~capna/>

調印式に行ってきました

加藤 悦子

CAPNAと、愛知県の児童相談センターが対等の協力関係を結んだ昨年12月25日の調印式。岩城理事長をはじめ15人のCAPNAメンバーが出席しました。愛知県の虐待防止の歴史に残る調印式の模様を、加藤悦子常務理事が報告します。

クリスマスの夕方。三の丸庁舎ロビーで待ち合わせたCAPNAメンバーの服装は、いつになくおしゃれ。岩城さんのネクタイはピンクのヴィトン。皆の顔が晴れやかだ。心地よい緊張感が伝わってくる。

時間になった。15名のメンバーは地下2階の会場に降りていった。まず目に入ったのは大きなテレビカメラ。まぶしい照明。部屋の奥に調印用の机と椅子があり、その前に児童センター長とCAPNAが向かい合う形で机と椅子が並んでいた。入り口には中央児相の指導課長、相談課長などの席が設けられていた。私は思った。「おじさんばかり・・・」。とにかくものものしい雰囲気なのだ。入り口で「出席者配置図」をもらい、自分の席を探す。ホッ。テレビカメラから遠いところだ。

調印式が始まった。はじめに愛知県健康福祉部児童家庭課の加藤課長が挨拶した。CAPNAの実績を高く評価してくださった。「日本で行政と民間が形だけでなく、本当の意味でクルマの両輪のように働いていけるよう、連携を強めていきましょう」。

私はここに至るまでにCAPNAがたどってきた道を思い、祖父江さんをはじめ皆の苦労を思い出し、胸が熱くなった。

次は自己紹介だった。「うそ・・・。後ろでにこやかに拍手するだけじゃなかったの」と思ったがしょうがない。ここは腹をくくり、品よく、美しく挨拶をするしかない。児童センターの所長さんたちが挨拶した。「鈴木さん」が3人もいた。中央児童・障害者相談センター長の鈴木さんは「電話相談、バックアップ、マニュアル作りほか、CAPNAは愛知において欠かせない存在である。お互いの独自性、主体性を尊重しながらいっそう努力していきたい」と言ってくれた。

さあ、CAPNAの番だ。皆、堂々と挨拶する。さすが本番に強いCAPNAである。私ものどから心臓が出そうなくらい緊張したが、何とか無難にやりすごすことができた。

いよいよ調印式。ちらっと見えた協定書には中央児相をトップに、各児童センターのはんこがズラッと並んでいた。一番下にちよこんと「特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち 岩城正光」と記されていた。鈴木センター長と岩城さんがゆっくりと調印する。テレビカメラがどつと押し寄せる。パチパチ！とカメラのフラッシュ。調印後はお互いの挨拶だった。岩城さんを写すためにカメラが押し寄せた。

「しまった～、祖父江さんの写真を持ってくればよかった」。岩城さんは挨拶の後でしきりに悔やんでいた。

協定書

愛知県所管の児童・障害者相談センター及び児童相談センター（以下「相談センター」という。）と、特定非営利活動法人子どもの虐待防止ネットワーク・あいち（以下「CAPNA」という。）は、児童虐待の予防や解決のため、有効に連携していく必要性について認識を共有し、情報の提供と秘密保持の取扱い並びに技術援助等の協力について、次のとおり合意する。

（連携）
1 相談センター及びCAPNAは、児童虐待の予防や解決のため、互いの立場を尊重し、密接に連携し協力する。

（個人情報の提供）
2 相談センター及びCAPNAは、児童虐待の予防や解決のため、相互が保有するケースに関する情報の提供を求めることができる。
（2）前項にかかわらず、相談センターは、児童福祉法、地方公務員法及び愛知県個人情報保護条例の法令の趣旨に照らし、情報提供する正当な理由がないと認めるとき又は相談者その他関係者との信頼関係をそこなおそれがあると認めるときは、情報の提供を制限し又は提供しないことができる。また、CAPNAは、相談者その他関係者との信頼関係をそこなおそれがあると認めるときは、情報の提供を制限し又は提供しないことができる。

（第三者への個人情報開示の禁止等）
3 相談センター及びCAPNAは、相互に交換した情報については、開示してはならない。ただし、相談センター又はCAPNAは、第三者（当該保護者及び児童を含む）への必要な範囲での情報提供がやむを得ないと認めるときは、CAPNA又は相談センターの同意を得て開示できる。

（情報提供先に対する措置請求）
4 相談センターは、第2項の情報提供に当たり、CAPNAに対し、適切な取扱いについて必要な措置を講ずることを求めることができる。

（個人情報を請求できるCAPNA会員の範囲と情報の取扱い）
5 CAPNAは、相談センターに情報提供を求めることができる会員の範囲及び守秘義務の取扱いについての細目を別に定め、これを相談センターに通知する。

（技術的援助等の相互協力）
6 相談センター及びCAPNAは、相談援助上の必要に応じ、双方のいずれかが主催するケース検討会議への出席のほか、専門知識・技術の提供や職員研修・啓発事業の協力を要請することができる。

（手続き）
7 情報の請求又は協力の要請については、児童相談センター長及びCAPNA理事長を通して文書により行うものとする。ただし、緊急の場合には、弾力的な運用を行うことができる。

（その他の事項）
8 この協定書の内容に疑義が生じた場合又は協定書に定めのない事項については、相談センターとCAPNAが協議の上で定める。

相談センター及びCAPNAは、本書を2通作成し、それぞれの記名押印の上、その1通を保有する。

平成14年12月25日
愛知県中央児童・障害者相談センター センター長 鈴木 國 家
愛知県一宮児童相談センター センター長 長谷川 隆 岩
愛知県海部児童相談センター センター長 鈴木 雄 雄
愛知県知多児童相談センター センター長 石田 義 忠
愛知県西三河児童・障害者相談センター センター長 野田 正 文
愛知県刈谷児童相談センター センター長 小泉 武 彦
愛知県豊田加茂児童相談センター センター長 富永 忠 男
愛知県新城設楽児童相談センター センター長 河合 卓 世
愛知県東三河児童・障害者相談センター センター長 鈴木 義 弘
特定非営利活動法人
子どもの虐待防止ネットワーク・あいち 理事長 岩城 正 光

「誰かに甘えたかった」



藤岡事件判決 知人女性を共犯と認定 弁護団の皆様ご苦労さまでした

「共犯と認定」—1月20日夕刊の見出しに、胸が熱くなりました。検察側が母親を単独犯として起訴して以来、2年2カ月。弁護団は、知人女性の関与を強く訴えてきました。母親が知人女性に深く依存し、言いなりになっていたこと、知人女性が被告の家に毎日のように出入りし、母親が拓哉君の言動に不安を抱かせるようにし向けたとみられること、拓哉君を母親がベランダに縛り付けた時にも一緒にいたと、拓哉君の妹が証言していること・・・。

当初は、「弁護団が何を考えているのか分からない」と首をひねっていた担当記者たちも、事件の真相に気づかされていきました。昨年9月には裁判所が検察側に訴因変更を促すという異例の事態になり、今回の判決につながりました。

虐待問題に対する弁護団の深い理解と熟意がなければ、この事件の真相は明らかにされないまま終わり、亡くなった拓哉君の名誉が回復されることもなかったでしょう。弁護団の皆様の奮闘に心からお礼を言いたい気持ちです。（常務理事・安藤 明夫）

藤岡事件 2000年10月16日、藤岡町の小学校5年生、梅村拓哉君が自宅の2階ベランダで裸のまま縛り付けられ、死亡。両親が傷害致死容疑で逮捕された。（その後、父親は起訴猶予）。母親は拓哉君の状態に問題があったためベランダで縛ったと供述。直前に拓哉君を診察した医師も拓哉君を「行為障害」と誤診していたが、起訴後、母親が弁護団に告白。知人女性の関与が明らかになった。弁護団の「共犯説」に対し、検察側はメンツにかけて「単独説」にこだわってきたが、裁判所から訴因変更を促され「知人女性が関与した」とする訴因を追加した。判決では、知人女性が事件の主導的な役割を果たしたことを酌量し、母親への求刑5年に対し、懲役2年6月の実刑を言い渡した。